

第三セクターに関する指針に基づく経営健全化の検討・方針策定の必要性について

(1) 経営健全化の検討・方針策定

市長は、次の「(2) 経営健全化の検討・方針策定の判断基準」に該当する対象法人について、速やかに抜本的改革を含む経営健全化を検討し、法人ごとに経営健全化方針を策定する。

(2) 経営健全化の検討・方針策定の判断基準

以下各号いずれかに該当する法人

- (1) 債務超過にある法人
- (2) 実質的（事業内容に応じ時価で評価した場合）に債務超過にある法人
- (3) 市が第三セクターに対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が市の実質赤字の早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して11.25～15%）に達している法人
- (4) 公共性、公益性の喪失若しくは著しい低下が認められる法人、又は「存続の前提となる条件」を満たさなくなったと認められる法人
- (5) 他の事業手法と比べ費用対効果が乏しいと認められる法人
- (6) その他、経営収支など当該法人の経営状況等を勘案し、経営健全化の取組が必要と認められる法人

※ 参考（評価の対象とならない法人）

- ① 公益社団法人水産加工排水処理公社
- ② 石巻魚市場株式会社
- ③ 株式会社石巻青果
- ④ 牡鹿産業株式会社
- ⑤ 株式会社元気いしのまき

経営健全化の検討・方針策定の必要性について（令和5年度）

法人名	公益財団法人 石巻地域高等教育事業団
担当部・課	復興企画部政策企画課

判断基準

抜本的改革を含む経営健全化が必要なおそれのある法人（以下各号いずれかに該当した場合）

- (1) 債務超過にある法人
- (2) 実質的（事業内容に応じ時価で評価した場合）に債務超過にある法人
- (3) 市が第三セクターに対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が、市の実質赤字の早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して11.25～15%）に達している法人
- (4) 公共性、公益性の喪失若しくは著しい低下が認められる法人、又は「存続の前提となる条件」を満たさなくなったと認められる法人
- (5) 他の事業手法と比べ費用対効果が乏しいと認められる法人
- (6) その他、経営収支など当該法人の経営状況等を勘案し、経営健全化の取組が必要と認められる法人

(1) 債務超過にあること （該当 非該当 ）

	R2	R3	R4
総資産	136,677	135,543	134,419
負債	3	3	3
正味財産・純資産	136,674	135,540	134,416

※単位：千円

(2) 実質的に債務超過にあること

所管部評価

（該当 非該当 ）

(3) 市が第三セクターに対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が、市の実質赤字の早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して11.25～15%）に達していること

（該当 非該当 ）

（損失補償・債務保証付債務残高＋短期貸付金）÷ 標準財政規模 = 損失補償及び短期貸付等比率

（ ） ÷ 40,389,966 (R3) = < 11.25%

※単位：千円

(4) 公共性、公益性の喪失若しくは著しい低下が認められる、又は「存続の前提となる条件」を満たさなくなったと認められること

所管部評価

（該当 非該当 ）

(5) 他の事業手法と比べ費用対効果が乏しいと認められること

所管部評価

（該当 非該当 ）

(6) その他、経営健全化の取組みが必要と認められる相当の理由があること

所管部評価

（該当 非該当 ）

経営健全化の検討・方針策定の必要性 （有 無 ）

経営健全化の検討・方針策定の必要性について（令和5年度）

法人名	株式会社 かほく・上品の郷
担当部・課	河北総合支所地域振興課

判断基準

抜本的改革を含む経営健全化が必要なおそれのある法人（以下各号いずれかに該当した場合）

- (1) 債務超過にある法人
- (2) 実質的（事業内容に応じ時価で評価した場合）に債務超過にある法人
- (3) 市が第三セクターに対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が、市の実質赤字の早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して11.25～15%）に達している法人
- (4) 公共性、公益性の喪失若しくは著しい低下が認められる法人、又は「存続の前提となる条件」を満たさなくなったと認められる法人
- (5) 他の事業手法と比べ費用対効果が乏しいと認められる法人
- (6) その他、経営収支など当該法人の経営状況等を勘案し、経営健全化の取組が必要と認められる法人

(1) 債務超過にあること（該当 非該当 ）

	R2	R3	R4
総資産	188,553	170,202	187,806
負債	85,543	75,480	89,158
正味財産・純資産	103,010	94,722	98,648

※単位：千円

(2) 実質的に債務超過にあること

所管部評価

（該当 非該当 ）

(3) 市が第三セクターに対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が、市の実質赤字の早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して11.25～15%）に達していること

（該当 非該当 ）

（損失補償・債務保証付債務残高＋短期貸付金）÷ 標準財政規模 = 損失補償及び短期貸付等比率

（ ） ÷ 40,389,966 (R3) = < 11.25%

※単位：千円

(4) 公共性、公益性の喪失若しくは著しい低下が認められる、又は「存続の前提となる条件」を満たさなくなったと認められること

所管部評価

（該当 非該当 ）

(5) 他の事業手法と比べ費用対効果が乏しいと認められること

所管部評価

（該当 非該当 ）

(6) その他、経営健全化の取り組みが必要と認められる相当の理由があること

所管部評価

（該当 非該当 ）

経営健全化の検討・方針策定の必要性（有 無 ）

経営健全化の検討・方針策定の必要性について（令和5年度）

法人名	一般社団法人 おしかパブリックサービス
担当部・課	牡鹿総合支所地域振興課

判断基準

抜本的改革を含む経営健全化が必要なおそれのある法人（以下各号いずれかに該当した場合）

- (1) 債務超過にある法人
- (2) 実質的（事業内容に応じ時価で評価した場合）に債務超過にある法人
- (3) 市が第三セクターに対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が、市の実質赤字の早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して11.25～15%）に達している法人
- (4) 公共性、公益性の喪失若しくは著しい低下が認められる法人、又は「存続の前提となる条件」を満たさなくなったと認められる法人
- (5) 他の事業手法と比べ費用対効果が乏しいと認められる法人
- (6) その他、経営収支など当該法人の経営状況等を勘案し、経営健全化の取組が必要と認められる法人

(1) 債務超過にあること（該当 非該当 ）

	R2	R3	R4
総資産	24,410	23,922	23,183
負債	11,749	10,085	7,504
正味財産・純資産	12,661	13,837	15,679

※単位：千円

(2) 実質的に債務超過にあること

所管部評価

（該当 非該当 ）

債務超過に陥ることなく、黒字経営を継続しており、経営安定性は高い。

(3) 市が第三セクターに対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が、市の実質赤字の早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して11.25～15%）に達していること

（該当 非該当 ）

（損失補償・債務保証付債務残高＋短期貸付金）÷ 標準財政規模 = 損失補償及び短期貸付等比率

（ 0 ） ÷ 40,389,966 (R3) = 0.00% < 11.25%

※単位：千円

(4) 公共性、公益性の喪失若しくは著しい低下が認められる、又は「存続の前提となる条件」を満たさなくなったと認められること

所管部評価

（該当 非該当 ）

牡鹿地区の公共サービスを担っており、雇用の創出や地域の生活環境整備等公益的に大きく貢献している。

(5) 他の事業手法と比べ費用対効果が乏しいと認められること

所管部評価

（該当 非該当 ）

市からの補助金等の財政・金融支援を受けておらず、また、効率的な運営に努めながら、市の委託など公共サービスに資する業務を受託している。

(6) その他、経営健全化の取り組みが必要と認められる相当の理由があること

所管部評価

（該当 非該当 ）

財政状況は優良であり、安定した経営を継続していることから、事業者は健全な経営に努められていると認められる。

経営健全化の検討・方針策定の必要性（有 無 ）

経営健全化の検討・方針策定の必要性について（令和5年度）

法人名	公益財団法人 慶長遣欧使節船協会
担当部・課	産業部観光課

判断基準

抜本的改革を含む経営健全化が必要なおそれのある法人（以下各号いずれかに該当した場合）

- (1) 債務超過にある法人
- (2) 実質的（事業内容に応じ時価で評価した場合）に債務超過にある法人
- (3) 市が第三セクターに対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が、市の実質赤字の早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して11.25～15%）に達している法人
- (4) 公共性、公益性の喪失若しくは著しい低下が認められる法人、又は「存続の前提となる条件」を満たさなくなったと認められる法人
- (5) 他の事業手法と比べ費用対効果が乏しいと認められる法人
- (6) その他、経営収支など当該法人の経営状況等を勘案し、経営健全化の取組が必要と認められる法人

(1) 債務超過にあること（該当 非該当 ）

	R2	R3	R4
総資産	1,241,769	1,212,749	1,166,235
負債	21,452	19,730	13,048
正味財産・純資産	1,220,317	1,193,019	1,153,187

※単位：千円

(2) 実質的に債務超過にあること

所管部評価

（該当 非該当 ）

(3) 市が第三セクターに対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が、市の実質赤字の早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して11.25～15%）に達していること

（該当 非該当 ）

（損失補償・債務保証付債務残高＋短期貸付金）÷ 標準財政規模 = 損失補償及び短期貸付等比率

（ 0 ） ÷ 40,389,966 (R3) = 0.00% < 11.25%

※単位：千円

(4) 公共性、公益性の喪失若しくは著しい低下が認められる、又は「存続の前提となる条件」を満たさなくなったと認められること

所管部評価

（該当 非該当 ）

(5) 他の事業手法と比べ費用対効果が乏しいと認められること

所管部評価

（該当 非該当 ）

(6) その他、経営健全化の取り組みが必要と認められる相当の理由があること

所管部評価

（該当 非該当 ）

経営健全化の検討・方針策定の必要性（有 無 ）

経営健全化の検討・方針策定の必要性について（令和5年度）

法人名	一般財団法人 石巻地区勤労者福祉サービスセンター
担当部・課	産業部商工課

判断基準

抜本的改革を含む経営健全化が必要なおそれのある法人（以下各号いずれかに該当した場合）

- (1) 債務超過にある法人
- (2) 実質的（事業内容に応じ時価で評価した場合）に債務超過にある法人
- (3) 市が第三セクターに対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が、市の実質赤字の早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して11.25～15%）に達している法人
- (4) 公共性、公益性の喪失若しくは著しい低下が認められる法人、又は「存続の前提となる条件」を満たさなくなったと認められる法人
- (5) 他の事業手法と比べ費用対効果が乏しいと認められる法人
- (6) その他、経営収支など当該法人の経営状況等を勘案し、経営健全化の取組が必要と認められる法人

(1) 債務超過にあること（該当 非該当 ）

	R2	R3	R4
総資産	61,964	64,139	63,884
負債	2,177	2,855	1,430
正味財産・純資産	59,787	61,284	62,454

※単位：千円

(2) 実質的に債務超過にあること

所管部評価

（該当 非該当 ）

負債は短期の借入のみであり、総資産額が大幅に上回っていることから、債務超過の状況にない。

(3) 市が第三セクターに対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が、市の実質赤字の早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して11.25～15%）に達していること

（該当 非該当 ）

（損失補償・債務保証付債務残高＋短期貸付金）÷ 標準財政規模 = 損失補償及び短期貸付等比率

（ ） ÷ 40,389,966 (R3) = < 11.25%

※単位：千円

(4) 公共性、公益性の喪失若しくは著しい低下が認められる、又は「存続の前提となる条件」を満たさなくなったと認められること

所管部評価

（該当 非該当 ）

石巻広域圏の勤労者及びその家族並びに一般の方々等が充実した毎日を過ごせるよう、総合的な福祉事業の展開と中小企業振興及び地域社会の活性化を目的に活動しており、その公共性は高い。

(5) 他の事業手法と比べ費用対効果が乏しいと認められること

所管部評価

（該当 非該当 ）

特に費用対効果が乏しいとは言えない。

(6) その他、経営健全化の取り組みが必要と認められる相当の理由があること

所管部評価

（該当 非該当 ）

さらなる経営の安定化のため、会員数の増加や状況に見合った事業の展開が必要である。

経営健全化の検討・方針策定の必要性 （有 無 ）

経営健全化の検討・方針策定の必要性について（令和5年度）

法人名	株式会社 街づくりまんぼう
担当部・課	産業部商工課

判断基準

抜本的改革を含む経営健全化が必要なおそれのある法人（以下各号いずれかに該当した場合）

- (1) 債務超過にある法人
- (2) 実質的（事業内容に応じ時価で評価した場合）に債務超過にある法人
- (3) 市が第三セクターに対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が、市の実質赤字の早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して11.25～15%）に達している法人
- (4) 公共性、公益性の喪失若しくは著しい低下が認められる法人、又は「存続の前提となる条件」を満たさなくなったと認められる法人
- (5) 他の事業手法と比べ費用対効果が乏しいと認められる法人
- (6) その他、経営収支など当該法人の経営状況等を勘案し、経営健全化の取組が必要と認められる法人

(1) 債務超過にあること（該当 非該当 ）

	R2	R3	R4
総資産	166,912	178,599	175,400
負債	43,219	50,666	42,229
正味財産・純資産	123,693	127,933	133,171

※単位：千円

(2) 実質的に債務超過にあること

所管部評価

（該当 非該当 ）

債務超過の状況にない。

(3) 市が第三セクターに対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が、市の実質赤字の早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して11.25～15%）に達していること

（該当 非該当 ）

（損失補償・債務保証付債務残高＋短期貸付金）÷ 標準財政規模 = 損失補償及び短期貸付等比率

（ ） ÷ 40,389,966 (R3) = < 11.25%

※単位：千円

(4) 公共性、公益性の喪失若しくは著しい低下が認められる、又は「存続の前提となる条件」を満たさなくなったと認められること

所管部評価

（該当 非該当 ）

中心市街地の活性化など、石巻市をより魅力ある地域にするために活動しており、公益性は高い。

(5) 他の事業手法と比べ費用対効果が乏しいと認められること

所管部評価

（該当 非該当 ）

他の事業手法と比べ費用対効果が乏しいとは認められない。

(6) その他、経営健全化の取り組みが必要と認められる相当の理由があること

所管部評価

（該当 非該当 ）

経営健全化の検討・方針策定の必要性

（有 無 ）

経営健全化の検討・方針策定の必要性について（令和5年度）

法人名	公益財団法人 石巻市芸術文化振興財団
担当部・課	教育委員会生涯学習課

判断基準

抜本的改革を含む経営健全化が必要なおそれのある法人（以下各号いずれかに該当した場合）

- (1) 債務超過にある法人
- (2) 実質的（事業内容に応じ時価で評価した場合）に債務超過にある法人
- (3) 市が第三セクターに対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が、市の実質赤字の早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して11.25～15%）に達している法人
- (4) 公共性、公益性の喪失若しくは著しい低下が認められる法人、又は「存続の前提となる条件」を満たさなくなったと認められる法人
- (5) 他の事業手法と比べ費用対効果が乏しいと認められる法人
- (6) その他、経営収支など当該法人の経営状況等を勘案し、経営健全化の取組が必要と認められる法人

(1) 債務超過にあること（該当 非該当 ）

	R2	R3	R4
総資産	240,791	237,848	233,594
負債	69,123	73,401	69,333
正味財産・純資産	171,668	164,447	164,261

※単位：千円

(2) 実質的に債務超過にあること

所管部評価

（該当 非該当 ）

(3) 市が第三セクターに対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が、市の実質赤字の早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して11.25～15%）に達していること

（該当 非該当 ）

（損失補償・債務保証付債務残高＋短期貸付金）÷ 標準財政規模 = 損失補償及び短期貸付等比率

（ ） ÷ 40,389,966 (R3) = < 11.25%

※単位：千円

(4) 公共性、公益性の喪失若しくは著しい低下が認められる、又は「存続の前提となる条件」を満たさなくなったと認められること

所管部評価

（該当 非該当 ）

(5) 他の事業手法と比べ費用対効果が乏しいと認められること

所管部評価

（該当 非該当 ）

(6) その他、経営健全化の取り組みが必要と認められる相当の理由があること

所管部評価

（該当 非該当 ）

経営健全化の検討・方針策定の必要性（有 無 ）

経営健全化の検討・方針策定の必要性について（令和5年度）

法人名	石巻産業創造 株式会社
担当部・課	産業部産業推進課

判断基準

抜本的改革を含む経営健全化が必要なおそれのある法人（以下各号いずれかに該当した場合）

- (1) 債務超過にある法人
- (2) 実質的（事業内容に応じ時価で評価した場合）に債務超過にある法人
- (3) 市が第三セクターに対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が、市の実質赤字の早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して11.25～15%）に達している法人
- (4) 公共性、公益性の喪失若しくは著しい低下が認められる法人、又は「存続の前提となる条件」を満たさなくなったと認められる法人
- (5) 他の事業手法と比べ費用対効果が乏しいと認められる法人
- (6) その他、経営収支など当該法人の経営状況等を勘案し、経営健全化の取組が必要と認められる法人

(1) 債務超過にあること （該当 非該当 ）

	R2	R3	R4
総資産	786,593	791,218	800,945
負債	22,686	22,135	25,834
正味財産・純資産	763,907	769,083	775,111

※単位：千円

(2) 実質的に債務超過にあること

所管部評価

（該当 非該当 ）

(3) 市が第三セクターに対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が、市の実質赤字の早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して11.25～15%）に達していること

（該当 非該当 ）

（損失補償・債務保証付債務残高＋短期貸付金）÷ 標準財政規模 = 損失補償及び短期貸付等比率

（ ） ÷ 40,389,966 (R3) = < 11.25%

※単位：千円

(4) 公共性、公益性の喪失若しくは著しい低下が認められる、又は「存続の前提となる条件」を満たさなくなったと認められること

所管部評価

（該当 非該当 ）

(5) 他の事業手法と比べ費用対効果が乏しいと認められること

所管部評価

（該当 非該当 ）

(6) その他、経営健全化の取組みが必要と認められる相当の理由があること

所管部評価

（該当 非該当 ）

経営健全化の検討・方針策定の必要性 （有 無 ）

経営健全化の検討・方針策定の必要性について（令和5年度）

法人名	網地島ライン 株式会社
担当部・課	復興企画部地域振興課

判断基準

抜本的改革を含む経営健全化が必要なおそれのある法人（以下各号いずれかに該当した場合）

- (1) 債務超過にある法人
- (2) 実質的（事業内容に応じ時価で評価した場合）に債務超過にある法人
- (3) 市が第三セクターに対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が、市の実質赤字の早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して11.25～15%）に達している法人
- (4) 公共性、公益性の喪失若しくは著しい低下が認められる法人、又は「存続の前提となる条件」を満たさなくなったと認められる法人
- (5) 他の事業手法と比べ費用対効果が乏しいと認められる法人
- (6) その他、経営収支など当該法人の経営状況等を勘案し、経営健全化の取組が必要と認められる法人

(1) 債務超過にあること（該当 非該当 ）

	R2	R3	R4
総資産	317,062	345,352	344,964
負債	287,095	280,758	288,535
正味財産・純資産	29,967	64,594	56,429

※単位：千円

(2) 実質的に債務超過にあること

所管部評価

（該当 非該当 ）

(3) 市が第三セクターに対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が、市の実質赤字の早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して11.25～15%）に達していること

（該当 非該当 ）

（損失補償・債務保証付債務残高＋短期貸付金）÷ 標準財政規模 = 損失補償及び短期貸付等比率

（ ） ÷ 40,389,966 (R3) = < 11.25%

※単位：千円

(4) 公共性、公益性の喪失若しくは著しい低下が認められる、又は「存続の前提となる条件」を満たさなくなったと認められること

所管部評価

（該当 非該当 ）

(5) 他の事業手法と比べ費用対効果が乏しいと認められること

所管部評価

（該当 非該当 ）

(6) その他、経営健全化の取組みが必要と認められる相当の理由があること

所管部評価

（該当 非該当 ）

経営健全化の検討・方針策定の必要性（有 無 ）